# 令和6年度桑折町奨学生募集要項

桑折町教育委員会

桑折町奨学資金は「町出身の生徒又は学生であって能力があるのにもかかわらず、経済的理由により修学困難と認められる者」に対して奨学資金を貸与し、もって教育の機会均等をはかり健全な社会の発展に貢献することを目的としており、下記要項ならびに推薦基準により令和6年度奨学生を募集します。

- 1 募集人員及び奨学生の種類
  - (1) 大学·短期大学·専門学校奨学生
  - (2) 高等学校・高等専門学校・専修学校奨学生

合わせて

- 2 応募資格(次の各号に掲げる条件を具備すること)
  - (1) 本町に保護者とともに引き続き1年以上住所を有している者であること。
  - (2) 品行が正しく学術に優れ、身体が健康で修学が継続できる者で、下記のいずれかに該当する者であること。
  - ・ 大学、短期大学、専門学校、高等学校、高等専門学校、専修学校に進学又は在学している者。
  - ・ 桑折町立醸芳中学校の第3学年に在学し、令和6年4月に高等学校等へ進学する者。
  - (3) 経済的理由により修学が困難であると認められる者であること。
  - (4) 別掲推薦基準を満たし、在学する学校の長の推薦を受けた者であること。
  - (5) 国・県又は他の団体から同種類の奨学資金の貸与又は給与との併給貸与も可とする。
- 3 奨学資金の種類及び額
  - (1)修学資金

大学・短期大学・専門学校奨学生 **月額 35,000 円以内** 高等学校・高等専門学校・専修学校奨学生 **月額 20,000 円以内** 

(2)入学支度金

大学・短期大学・専門学校奨学生 300,000 円以内 高等学校・高等専門学校・専修学校奨学生 200,000 円以内

## 4 貸与始期及び貸与期間

- (1)修学資金 令和6年4月より在学する学校の正規の修業期間
- (2)入学支度金 入学の許可又は合格の通知があったのち、全額貸与

### 5 奨学資金の返還

卒業の月もしくは奨学資金の停止又は廃止を受けた月の6ヶ月後からその貸与額を、半年賦(1年に2回)又は年賦(1年に1回)のいずれかの方法で15年以内に返還してください。

なお、利子は無利子となります。

#### 6 出願手続

- ① 希望者は、奨学生願書(第1号様式)に必要事項を記入し、奨学生推薦調書用紙を添付書類とともに学校長に提出してください。
- ② 学校長は、出願者の学業成績(入学から令和5年度1学期まで)、人物等を調査し、厳正に選 考のうえ、奨学生として適当と認められるときは奨学生推薦調書(第2号様式)を作成し、奨 学生願書及び添付書類とともに本町教育委員会教育長あて提出してください。

#### 7 提 出 書 類

- (1) 提出書類
  - ① 奨学生願書(第1号様式)
  - ② 奨学生推薦調書(第2号様式)
  - ③ **令和 5 年度(令和 4 年分)**の市町村発行の所得証明書(給料、年金等の給与所得がある場合は、収入金額記載のもの)
  - ④ その他の証明書(任意様式)別掲推薦基準「別表第2特別控除額表」の特別な事情3~6に 該当する場合は必要です。
- (2) 提出部数
  - ①②については各1部、③は世帯構成員中で収入がある者すべてについて提出してください。
  - ④は該当する項目がある場合に証明書を提出してください。

なお、その場合の証明書はコピーでもかまいません。

8 提 出 期 限

令和6年1月26日(金)必着

9 奨学生の採用決定

提出された書類をもとに審査会にて採用を決定し、本人に通知します。 (採用発表は3月中の予定)

10 奨学生願書用紙の交付場所

桑折町教育委員会教育文化課(役場本庁舎3階)

醸芳中学校第3学年または県内高等学校第3学年に在学している者は在学中の学校から交付を 受けてください。

#### 11 そ の 他

(1) 文部科学省における『高等教育の修学支援新制度』が適用になる学校が対象となります。 詳しくは下記をご覧ください。

https://www.mext.go.jp/kyufu/support\_tg.htm

(2) 不明な点については、教育文化課こども教育係まで問い合わせください。 電話 582-2403 (課直通) FAX 582-2470

## 桑折町奨学生推薦基準

## 1 学力について

入学から出願した年度までの学習成績の評定が、**全教科について平均した値が3.5以上**であること。ただし、次に該当する場合は奨学生に推薦することができる。

- (1) 人物がすぐれており、家計困窮のため学資の支弁が困難である者
- (2) 学力向上の見込みがあり、奨学金を貸与することが適当であると認められる者

#### 2 人物について

学習活動全般を通じて態度、行動が学生・生徒にふさわしく、将来良識ある社会人として活動できる見込みがあること。

## 3 健康について

心身ともに健康であって、将来長く修学に耐えることができると認められること。

#### 4 所得について

出願者の属する世帯の1年間の総所得金額が別表第1の所得基準額以下であること。

ただし、世帯中に別表第2に掲げる特別な事情がある者がいる場合は、同表中の特別控除金額 を控除した金額をその世帯の総所得金額とするものとする。

なお、給与所得者(年金受給者等を含む)の所得金額の算出にあたっては、別表第3に掲げる 算式により算出するものとする。

## 5 その他の特別選考について

審査会において、特に推薦がある場合 $(1 \sim 4 \text{ の基準以外 の場合を含む})$ 、特記事項を付して奨学生に推薦することができる。

この基準の適用については、桑折町奨学資金貸与条例の趣旨に反しない限りにおいて、独立行政法人日本学生支援機構及び福島県奨学資金の条例によるものとする。

# 所得金額の求め方

◆次の計算により所得金額を算出することになりますので、参考にしてください。 [給与所得の場合]

例)父・母・高校生・中学生の 4 人家族で年間収入が 7,850,000 円のケース 収入金額 7,850,000 円  $\times$  0.7 - 2,226,000 円 - 特別控除(高校生 280,000 円+中学生 160,000 円) = 所得金額 2,829,000 円

 $\downarrow$   $\downarrow$ 

別表第1 4人世帯所得基準額 3,950,000 円以下であり申請可

別表第1 所得基準額表(世帯人員別所得基準額)

世帯人員	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8 人以降
基準額	186 万	310 万	362 万	395 万	428 万	452 万	475 万	1人増ごとに
	円	円	円	円	円	円	円	23 万円加算

別表第2 特別控除額表

特別の事情		特	別	控除	額		証明書		
ひとり親世帯						49万円			
	小	学校				8万円	ı		
	中	学校			16万円				
		通学区分	公	立	私	立			
就学者のいる世帯	学校種	訓	自宅	自宅外	自宅	自宅外			
(児童・生徒・学生ひとりに	高	等 学 校	28万円	4 7 万円	4 1 万円	6 0 万円	不要		
つき)	高等	等專門学校	3 6 万円	5 5 万円	6 0 万円	8 0 万円	*		
※自宅外通学の控除は住民票又は 居住証明で確認できる場合に限る	大	学	5 9 万円	1 0 2 万円	1 0 1 万円	1 4 4 万円			
	専修	高等課程	17万円	2 7 万円	3 7 万円	4 6 万円			
	学 校	専門課程	2 2 万円	6 2 万円	7 2 万円	1 1 2 万円			
障害者のいる世帯	障害	者1人につき	Š.		86万円				
6か月以上の長期療養者のい	療養	のために経済	斉的に特別 かいかい かいかい かいかい かいかい かいかい かいかい かいかい かい						
る世帯	ただし、健康保険、生命保険等の給付を受けた額を除く				額を除く				
主たる家計支持者が別居して	別居のため特別に支出している住居費、光熱水道費等の						要		
いる世帯	実費額(限度額71万円)								
	日常生活を営むために必要な資材あるいは生活費を得								
火災・風水害・盗難等の被害を	るための基本的な生産手段(田畑・店舗等)に被害がある。								
受けた世帯	って将来長期にわたって支出増または減収になると認								
	められる年間金額								
家計支持者が父母以外の世帯	昔 41万円								

## 別表第3 給与所得金額の算出について

俸給・給料・賃金・年金・恩給・賞与及び青色申告の専従者給与ならびにこれらの性質を有する給与等の収入金額を下記計算式により算出した金額を所得金額とする。

①収入金額が 329 万円以下の場合	所得金額=0円
②収入金額が 329 万円を超え 400 万円までの場合	収入金額×0.8-262.6 万円=所得金額
③収入金額が 400 万円を超え 878 万円までの場合	収入金額×0.7-222.6 万円=所得金額
④収入金額が878万円を超える場合	収入金額-486 万円=所得金額

## 注1 収入金額及び所得金額は万円未満を切り捨てて適用する。

- 2 同一人で2以上の収入源があって、いずれも給与所得の場合は、収入金額を合算した後、万 円未満を切り捨てて所得金額を算出する。
- 3 同一人で2以上の収入源があって、給与所得と給与以外の所得(農業・営業所得等)の場合は、給与所得については上記計算式により所得金額を算出する。